

## 令和7年度 長岡市窓口封筒提供者公募要項

### 1 趣旨

この要項は、長岡市窓口封筒配置事業実施要綱（平成23年長岡市告示第372号）に基づき窓口封筒配置事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、窓口封筒を提供する事業者（以下「提供者」という。）を公募することについて、必要な事項を定めるものとします。

### 2 事業の概要

本事業は、本公募により選定された提供者から提供された窓口封筒を、証明書等の持帰り用の封筒として本市の窓口に配置する事業とします。

窓口封筒を設置する本市の窓口は、戸籍や住民異動に関する届出など、市民生活における基礎的な届出等を取り扱う窓口であり、また、戸籍謄本、住民票の写し、印鑑証明書に加え、納税証明、所得・課税証明等の税に関する証明書など、生活に密接に関連する証明書の交付を行う窓口です。

また、この窓口で交付される証明書等には、プライバシーに関する情報が記載されていることなどから、封入して持ち帰ることを希望する人が多数であり、窓口封筒の需要は非常に大きいと見込まれます。

### 3 提供者について

(1) 提供者は、市内に事業所を有し、自ら窓口封筒を作製し、納品することができる事業者であつて、公募の手續により本市が指定した者とします。

(2) 提供者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

ア 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手續開始の決定、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手續開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手續開始の決定を受けた者

イ 市税を滞納している者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者

### 4 配置窓口について

窓口封筒を配置する窓口は、別紙に掲げるとおりです。

### 5 窓口封筒について

#### (1) 種別

配置する窓口封筒の種別は、次の2種類とします。なお、いずれも、ふたがないものも可とします。

ア 角型2号

イ 角型6号

#### (2) 材質、意匠等

封筒の材質、形態、意匠等は、公募における提案によるものとし、提供に当たっては、あらかじめ本市の承諾を得るものとします。

### (3) 掲載する事項

封筒の表面及び裏面には、本市の市政に関する情報を掲載することとします。

また、市政に関する情報を掲載した後の余白の部分には、提供者又は提供者以外の事業者の広告を掲載することができます。ただし、その掲載面積は、表面及び裏面のそれぞれの3分の1以下とします。

## 6 市政に関する情報の掲載方法について

窓口封筒に掲載する市政に関する情報については、本市が提供する資料等を参考に、提供者において文案、意匠等を作成し、本市の承諾を得るものとします。

## 7 広告の掲載方法について

(1) 広告主の募集は、提供者において行うものとします。ただし、広告主の決定に当たっては、事前に本市と協議してください。

なお、広告主の選定は、広告媒体の性格上、地域性・公共性の高いものを優先させることとし、次に掲げる優先順位に従って行うものとします。

ア 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業所等、又は商店街・専門店街などの連合体。

イ 地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの。

ウ 上記ア以外の企業、事業者等。

エ その他市長が適当と認めるもの。

(2) 窓口封筒に掲載する広告は、「長岡市広告設置掲載要綱」及び「長岡市広告設置掲載要綱に係る運用基準」の規定に合致するものとします。

(3) 広告の文案、意匠等は、提供者の責任において決定するものとし、事前に本市の承諾を得るものとします。

(4) 広告主からの広告料は、提供者の収入とします。

## 8 配置期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。

## 9 配置数量等

(1) 配置期間において配置する窓口封筒の年度毎の数量の目安は、次のとおりとします。ただし、原材料費等の変動及び窓口封筒の利用状況に応じ、これを増減することができるものとし、この場合においては長岡市と提供事業者の間で協議の上決定することとします。

ア 角型2号 約6万枚/年度

イ 角型6号 約8万枚/年度

(2) 各窓口における配置枚数及び配置の時期は、本市が別に定めるものとします。

## 10 費用負担

窓口封筒の作製及び納入に要する費用は、提供者の負担とします。

## 11 応募の手続

(1) 提供者の公募に応募しようとする事業者は、次に掲げる書類を添付して、窓口封筒提供者応募

申込書（別記様式）を本市に提出してください。

ア 窓口封筒の見本

イ 事業者の事業の概要を記載した書類

ウ 他の地方公共団体に対して窓口封筒の提供の実績がある場合は、その概要を記載した書類

エ 市税の未納が無いこと及び過去3年以内において市税に係る滞納処分を受けたことが無いことを証明する書類（最新のもの）

(2) 提出先

長岡市役所市民協働推進部市民課

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

(4) 提出期限

令和6年9月18日（水曜日）午後5時まで（必着）

(5) その他

提出された書類は、返却しません。

## 1.2 提供者の決定等

(1) 本市は、提供者の公募に応募した者（以下「応募者」という。）について、その提案の内容を総合的に審査し、1の事業者を提供者として選定します。

(2) 本市は、提供者を選定したときは、その旨を当該応募者全員に通知するものとします。

(3) 提供者となった者は、選定後直ちに本市と協議し、窓口封筒の作製及び提供の計画を書面で定めるものとします。

(4) 提供者は、提供する窓口封筒の見本を本市に提示し、この要項により本市の承諾が必要であるとされる事項について承諾を得た後に、窓口封筒の作製をするものとします。

## 1.3 その他

(1) 窓口封筒に掲載した広告に関する問合せ、苦情等については、提供者の責任において処理をするものとします。

(2) 窓口封筒の提供後に生じた広告の不具合については、提供者の責任において解決するものとし、提供者は、必要に応じ、配置した窓口封筒を回収し、新たな窓口封筒を提供するものとします。

(3) この公募要項に定めるもののほか、必要な事項は条例、規則及び要綱によることとします。

## 1.4 担当・問い合わせ先

長岡市役所市民協働推進部市民課

郵便番号 940-8501

住 所 長岡市大手通1丁目4番地10

電 話 0258-39-7521（直通）

## 別紙

区 分	名 称	所 在 地
本 庁	シティホールプラザ・アオーレ長岡	長岡市大手通 1 丁目 4 番地10
サービスセンター	西サービスセンター	長岡市千秋 2 丁目278番地
支 所	長岡市中之島支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市中之島788番地
	長岡市越路支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市浦715番地
	長岡市三島支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市上岩井1261番地 1
	長岡市山古志支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市山古志竹沢乙461番地
	長岡市小国支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市小国町法坂793番地
	長岡市和島支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市小島谷3434番地 4
	長岡市寺泊支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市寺泊烏帽子平1977番地 8
	長岡市枳尾支所市民生活課窓口	長岡市金町 2 丁目 1 番 5 号
	長岡市与板支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市与板町与板甲134番地
	長岡市川口支所地域振興・市民生活課窓口	長岡市東川口1974番地26
コミュニティセンター	青葉台コミュニティセンター	長岡市青葉台 1 丁目甲120番地 8
	太田コミュニティセンター	長岡市濁沢町482番地 3
	寺泊コミュニティセンター	長岡市寺泊敦ケ曾根551番地

別記様式

## 窓 口 封 筒 提 供 者 応 募 申 込 書

令和 年 月 日

(宛先) 長 岡 市 長

所在地

申込者 名 称

代表者名

㊟

長岡市が募集する窓口封筒提供者公募に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

項 目	内 容
広告入り窓口封筒の 無償提供に対する考 え方、コンセプト	
封筒納入までの スケジュール	
広告の募集方法や規定	
窓口封筒の納入 方法や管理方法等	
広告入り窓口封筒の 市町村への提供実績 とノウハウについて	
封筒作製に係る各種作 業や資材のうち、市内 業者を利用する割合	
その他の提案事項	